

1. 2023年分「公的年金等の源泉徴収票」の発送について

- 2023年中にお支払いした年金の「公的年金等の源泉徴収票」を2024年1月12日（金）に三井住友信託銀行より発送いたします。
- 用紙は三つ折りの圧着はがきにてお届けします。

「公的年金等の源泉徴収票」イメージ

料金後納郵便
重要親展

法改正による様式の変更を反映し、年分ごとに項目の名称を変えて表示いたします。

差出人
三井住友信託銀行
年金信託部
〒550-8570
大阪府豊中市新千里西側1-1-3
TEL (06)6833-4832

確定申告に使用する重要なお知らせです。
開封前に宛名をご確認ください

年分 公的年金等の源泉徴収票

公的年金等の源泉徴収票のご案内
令和5年中にお支払いしました年金の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りいたします。確定申告の際にご使用ください。
【確定申告の期間】：2月16日(金)から3月16日(金)※
※確定申告の受付期間および書類の記入方法などにつきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。また、確定申告に関するご留意事項などを裏面に記載しておりますのでご確認ください。

(ご注意)
①ご住所・ご送金先等の各種変更手続きや年金の内容に関するお問い合わせにつきましては、基金さまもしくは会社さまへご連絡いただけますようお願いいたします。
②万一、受給者さまがお亡くなりになられた後で本書が届いた場合は、基金さまもしくは会社さまへご連絡いただけますようお願いいたします。
③令和4年以前の源泉徴収票は、修正申告などにご利用ください。
④令和5年分の源泉徴収票が複数枚到着した方は、「令和5年に複数の年金制度から年金をお受け取りになった」または「お受け取りの年金制度が令和5年中に変更となった」方ですので、合算してご利用ください。
⑤平成25年分以降の源泉徴収税額に関しては、復興財源確保法に基づく税額（復興特別所得税）が含まれております。
⑥源泉徴収票の「支払金額」欄の4段目に金額が表示されている方は、扶養親族等申告書に関する欄はフランクとしております。
⑦従業員貸出金がある場合は、「支払金額」欄には従業員貸出金を除いた金額を記載しております。

お電話にてご照会の際は、次のご照会番号をお伝えください。
ご照会番号(三井住友信託銀行年金信託部 専用)

公的年金等の源泉徴収票 在中

(確定申告について)
確定申告は、①・②のいずれかの方法で行うことができます。
①確定申告書を住所地等の所轄税務署に送付または提出
②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告
e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。
【e-TaxホームページURL】 <https://www.e-tax.mta.sp.jp/>

①年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所管する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。
②公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(※)
(※)外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受け取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。
③確定申告は2月16日(金)から3月16日(金)(※)までの間、税務署で受け付けています。なお、遺付を受ける方の申告は、2月15日(木)以前から受け付けています。
(※)確定申告の受付期間および書類の記入方法につきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。
④確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要ですが、源泉徴収票の内容を確定申告書に記載(またはe-Taxに入力)する必要がありますので、源泉徴収票を大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

源泉徴収票は、確定申告に必要な重要な書類ですので、大切に保管してください。
なお、令和5年分の「公的年金等の源泉徴収票」をマイナンバーカードを基盤とした電子送付方式でお受け取りいただくことが可能となりました。(※)電子送付された源泉徴収票は、e-Taxによる確定申告書作成にご利用いただくことができます。
(※)弊社で管理している受給者さまの各種情報が、マイナンバー等を紐付けて連携される各種情報と一致した場合に、電子送付方式をご利用いただくことができます。
情報が一致しない受給者さまは、マイナンバー等から連携される各種情報を弊社へご連絡いただくことで、来年以降にご利用いただくことが可能となります。ご連絡方法は、以下の弊社ホームページ内でご案内いたします。
マイナンバーによる電子送付について
源泉徴収票のマイナンバーによる電子送付サービスは、弊社ホームページからご利用いただけます。
<https://www.smb.jp/business/personal/information/recipient>
ご利用にあたりましては、マイナンバーにアクセスいただくために「マイナンバーカード」が必要となります。
マイナンバーカードとは、政府が運営するオンラインサービスです。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーから行政手続きの検索やオンライン申請を行うことができます。

2023年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせいたします。確定申告の際にご使用ください。

2. 「公的年金等の源泉徴収票」様式のイメージ

- 法改正による様式の変更を反映し、年分ごとに項目の名称を変えて表示いたします。（2020年分以前は変更前の様式となります。）
- 当基金の受給者さまの場合、4段目に支払金額、源泉徴収税額が記載されます。

2021年分以降		公的年金等の源泉徴収票	
支払者	受給者番号		
氏名	氏名		
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般	特定老人	その他
その他の特別障害者	老人	特別(うち同居)	その他
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
社会保険料の額	受給者生年月日		
千円	年 月 日		
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数
氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分
1	1	1	1
2	2	2	2
(摘要)			
法人番号			
所在地			
支払者	名称 (電話)		

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

2020年分		公的年金等の源泉徴収票	
支払者	受給者番号		
氏名	氏名		
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			
所得税法第203条の3第7号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般	特定老人	その他
その他の特別障害者	老人	特別(うち同居)	その他
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
社会保険料の額	受給者生年月日		
千円	年 月 日		
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数
氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分
1	1	1	1
2	2	2	2
(摘要)			
法人番号			
所在地			
支払者	名称 (電話)		

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

2017年分～2019年分		公的年金等の源泉徴収票	
支払者	受給者番号		
氏名	氏名		
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般	特定老人	その他
その他の特別障害者	老人	特別(うち同居)	その他
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
社会保険料の額	受給者生年月日		
千円	年 月 日		
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数
氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分
1	1	1	1
2	2	2	2
(摘要)			
法人番号			
所在地			
支払者	名称 (電話)		

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)

2016年分以前		公的年金等の源泉徴収票	
支払者	受給者番号		
氏名	氏名		
区	分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	障害者の数
特別障害者	一般	特定老人	その他
その他の特別障害者	老人	特別(うち同居)	その他
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
社会保険料の額	受給者生年月日		
千円	年 月 日		
源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の数
氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分	氏名 区分
1	1	1	1
2	2	2	2
(摘要)			
法人番号			
所在地			
支払者	名称 (電話)		

ご照会番号(三井住友信託銀行 専用)